

再犯の防止等の推進のための今後の検討方針

再犯防止推進法（平成28年12月施行）

再犯の防止等に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの

第1条～第5条	目的、定義、基本理念、国等の責務、連携・情報の提供等
第6条	再犯防止啓発月間（7月）
第7条～第8条	再犯防止推進計画、地方再犯防止推進計画
第9条	法制上の措置等
第10条	年次報告（再犯防止推進白書）
第11条～第24条	基本的施策

再犯防止推進法の施行状況の検討

○ 附則第2条（検討）

国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

⇒ **令和3年12月に施行後5年を迎えるため、施行状況の検討が必要**

再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

○ 再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が取り組むべき具体的な施策（再犯防止推進法第11条から第24条までの基本的施策に対応）を定めたもの

○ 同法第7条第6項により5年ごとに見直すこととされ、**現計画の計画期間は令和4年度末までであるため、令和4年度中に計画の見直しが必要**

対応方針

再犯防止推進法／再犯防止推進計画に基づく施策の実施状況等の取りまとめ

- 主な取組や成果の取りまとめ
- 今後の課題等の整理



今後の対応（～令和4年度）

令和4年2月～ 再犯防止推進計画等検討会

- 再犯防止推進法施行状況の検討結果の報告等
- 新計画の策定に向けた検討

令和4年度内

- 新計画の閣議決定